

# 福島再生加速化交付金

## 事業概要・目的

- 復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題やニーズにきめ細かく対応する施策を支援し、福島の復興・再生を加速化する。

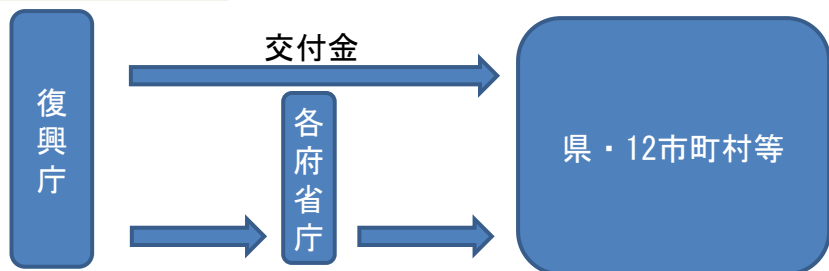
(参考) 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針(令和6年3月19日)(抄)

福島の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、第2期復興・創生期間以降も引き続き国が前面に立って取り組む。こうした状況に鑑み、令和3年度からの当面10年間、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

## 期待される効果

- 長期避難者の生活拠点整備、避難住民の帰還のための生活拠点整備等に加え、移住・定住の促進、交流人口・関係人口の拡大等に資する施策を一括して支援することにより、被災地域の復興・再生を加速することができる。

## 資金の流れ



## 事業イメージ・具体例

### (1)対象区域

避難指示を受けた12市町村等(各事業に応じて対象地域を設定)

### (2)福島再生加速化交付金の主な事業内容

交付金の対象	主な事業内容
帰還・移住等環境整備	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 被災12市町村への早期帰還・移住等の促進、地域の再生加速化</li><li>・生活拠点等の整備(福島復興再生拠点、災害公営住宅等の整備等)</li><li>・放射線への健康不安・健康管理対策等(個人線量の管理等)</li><li>・営農・商工業再開に向けた環境整備(農地・農業用施設、産業団地の整備等)</li><li>・新たな住民の移住等の促進に資する施策</li></ul>
長期避難者生活拠点形成	<ul style="list-style-type: none"><li>○長期避難者向けの公営住宅整備とコミュニティ支援</li><li>・長期避難者の生活拠点の形成及び関連基盤整備等(復興公営住宅の整備や道路等インフラ整備等)</li><li>・復興公営住宅での生活支援(コミュニティ交流員の配置等)</li></ul>
福島定住等緊急支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○子育て世帯が早期に帰還し安心して定住できる環境整備等</li><li>・子どもの運動機会確保(遊具の更新、地域の運動施設の整備等)</li><li>・基幹事業と一体となって効果を増大するソフト施策(プレイリーダーの養成等)</li><li>○新たな放射性薬剤の研究開発、治療実現による県民の健康不安解消</li><li>○市町村等の創意工夫による風評払拭に向けた取組を支援</li></ul>
既存ストック活用まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"><li>○既存ストック(空き地・空き家等)を活用したまちづくり支援</li><li>・既存ストックの有効活用による公的施設等の整備</li><li>・復興拠点6町村における既存ストック活用策を検討・協議するための官民連携プラットフォームの構築、社会実験の実施</li></ul>
浜通り地域等産業発展環境整備事業	<ul style="list-style-type: none"><li>○福島浜通り地域等における産業発展に向けた環境整備</li><li>・福島イノベーション・コースト構想の推進に係る交流・関係人口拡大、取組の周知</li><li>・新規の起業、創業に向けたハンズオン支援体制の構築に向けた支援</li></ul>
水産業共同利用施設復興促進整備事業	<ul style="list-style-type: none"><li>○本格的な水産業の復興に向け、被災した市町村等が所有する水産業共同利用施設等の整備に対して支援</li></ul>